

# 解雇などによる失業者は国民健康保険税の軽減 制度があります

## 軽減を受けるためには申請が必要です

倒産・リストラ・雇い止めなどによる失業（非自発的失業）のため職場の健康保険をやめ、国民健康保険に加入された人は国保税の軽減を受けられる場合があります。

### ○対象者

- 失業時点で65歳未満の人
- ハローワークから交付される雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または「離職年月日理由」欄に下記のコードが記載されている人

離職理由コード：11, 12, 21, 22, 23, 31, 31, 33, 34

### ○保険税の軽減

#### ●軽減内容

所得割を算定するとき、対象者の給与所得を30/100として算定します。

#### ●軽減期間

離職日の翌日からその翌年度末まで

(例) 令和2年5月11日に退職⇒令和2年5月12日から令和4年3月31日まで適用。

### ○申請に必要なもの

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行されます）
- ③ 印鑑

### ○申請窓口

税務課（ミナ.クル2階） ☎ 0767-53-8412

保険課（パトリア3階） ☎ 0767-53-8420